



指定都市
市長会

指定都市市長会シンポジウム2011 ニッポン再生のカギを握る 「地域力」の向上

～指定都市のポテンシャルを引き出す、「特別自治市」の創設～

日 時／ 2011 年 10 月 5 日（水） 14：00～16：30

会 場／ 砂防会館別館「シェンバッハ・サボー」（東京都千代田区）

出 演／ 《コーディネーター》

北川 正恭 早稲田大学大学院教授

《有識者》

前田 正子 甲南大学教授

《国会議員》

逢坂 誠二 衆議院議員・民主党

菅 義偉 衆議院議員・自由民主党

《指定都市市長》

矢田 立郎 神戸市長・指定都市市長会会長

奥山 恵美子 仙台市長

熊谷 俊人 千葉市長

松井 一實 広島市長

出演者プロフィール

●指定都市市長



矢田 立郎 神戸市長

1940年神戸市生まれ。1959年に神戸市に採用。2001年第15代神戸市長に就任。「やると決めたら、とことんやる」を信条に、命とくらしを守り、人を大切にするまちづくりに取り組むとともに、医療関連産業の集積を図る「神戸医療産業都市」や、新たな創造都市戦略「デザイン都市・神戸」など先進的な施策に積極的に取り組む。現在、神戸市長3期目。2009年度から指定都市市長会長を務める。



奥山 恵美子 仙台市長

1951年秋田市生まれ。1975年に仙台市職員に採用。女性企画課長、教育長、副市長などを経て、2009年第33代仙台市長に就任。様々な市民グループを直接取材しまちづくりに活かす「市長と地域のつどい」など、就任当初より市民との直接対話に力を注ぐ。東日本大震災以降は市民の安全確保、生活再建に全力を挙げるとともに、「新次元の防災・環境都市」を掲げ、仙台市の復興に取り組んでいる。指定都市市長会大都市制度検討部会長を務める。



熊谷 俊人 千葉市長

1978年生まれ。兵庫県神戸市出身。2001年早稲田大学政治経済学部卒業、同年NTTコミュニケーションズ（株）入社。2006年NPO法人政策学校「一新塾」の第18期生に。2007年千葉市議会議員。2009年千葉市長就任。現在、震災被害からの本復旧に全力を尽くすとともに、地域の活性化に資する施策や将来への投資として医療や子育て、教育、介護、絆社会の再生などに集中的に取り組む、若さと活気にあふれるまちづくりをすすめている。



松井 一實 広島市長

1953年広島市生まれ。1976年労働省に入省。中央労働委員会事務局長などを歴任。2011年に第36代広島市長に就任し、現在1期目。「対話・ビジョン・実行」によって市政に活力を生み出し、広島を世界に誇れる「まち」にすることを目指している。また、自治体同士の連携強化と都市圏の一体的発展を図るなど、来たる分権型社会の到来に向けた取組をすすめている。

●コーディネーター



北川 正恭 早稲田大学大学院教授

1944年三重県生まれ。三重県議会議員（3期）、衆議院議員（4期）、三重県知事（2期）。「生活者起点」を掲げ、ゼロベースで事業を評価し、改革を進める「事業評価システム」や情報公開を積極的に進め、地方分権の旗手として活動。達成目標、手段、財源を住民に約束する「マニフェスト」を提言。現在、早稲田大学大学院公共研究研究科教授、早稲田大学マニフェスト研究所所長、「新しい日本をつくる国民会議」（21世紀臨調）共同代表、地域主権戦略会議構成員。

●有識者



前田 正子 甲南大学教授

1960年大阪府生まれ。早稲田大学卒業後、松下政経塾入塾。卒業後、政経塾職員に（92年退職）。2003年横浜市副市長に就任。教育・医療・福祉を担当。任期中、「こども青少年局」の立ち上げや、4年間に116箇所の保育園を新設、専業主婦の子育てを支援する基盤づくりや横浜市のニート・フリーター対策にも着手。2007年任期満了にて横浜市副市長退任。現在、甲南大学マネジメント創造学部教授。地域主権戦略会議構成員。

●国会議員



逢坂 誠二 衆議院議員（民主党）

1959年北海道生まれ。ニセコ町役場勤務を経て、1994年11月から2005年8月までニセコ町長。2005年9月衆議院議員初当選。現在2期目。2009年12月内閣総理大臣補佐官に就任（地域主権、地域活性化及び地方行政を担当）。2010年6月内閣総理大臣補佐官を再任。2010年9月から2011年9月まで総務大臣政務官を務める（人事行政、行政管理、行政評価、統計、地方行政、地方財政、地方税制、消防、地域主権改革、地域活性化、新しい公共を担当）。



菅 義偉 衆議院議員（自由民主党）

1948年秋田県生まれ。高校卒業後上京し、働きながら法政大学法学部を卒業。サラリーマン生活を経て、代議士秘書、通産大臣秘書官、横浜市会議員を2期務め、1996年衆議院議員初当選。現在5期目。総務大臣、内閣府特命担当大臣（地方分権改革）、党選挙対策総局長等を歴任。在任中、「地方分権改革推進法」など19本の法案を成立させる。現在、衆議院議員運営委員会筆頭理事、党国会対策副委員長。

●目次

・主催者あいさつ	4
----------	---

・特別講演	7
-------	---

【タイトル】東日本大震災で実感した地域主権改革の必要性

【出演者】奥山恵美子 仙台市長

・パネルディスカッション	14
--------------	----

【タイトル】ニッポン再生のカギを握る「地域力」の向上

～指定都市のポテンシャルを引き出す、「特別自治市」の創設～

【出演者】

コーディネーター 北川 正恭 早稲田大学大学院教授

国会議員 逢坂 誠二 衆議院議員（民主党）

菅 義偉 衆議院議員（自由民主党）

有識者 前田 正子 甲南大学教授

指定都市市長 矢田 立郎 神戸市長（指定都市市長会会長）

奥山恵美子 仙台市長

熊谷 俊人 千葉市長

松井 一實 広島市長

●主催者あいさつ

矢田神戸市長 指定都市市長会シンポジウムに、このようなたくさんの方にお見えいただきましたことに、まず御礼を申し上げたいと思います。開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。今日はたいへんお忙しい中、また、足元のお悪いところをお出ましましたことに、重ねて御礼を申し上げます。

この指定都市市長会でございますが、全国の政令指定都市の緊密な連携のもとに、大都市行政の円滑な推進と発展を目的に平成15年に発足いたしました。発足当初は13都市でございましたが、現在はすでに19都市になっており、来年の4月には熊本市も政令指定都市におなりになるということで、トータル20都市になる予定でございます。そういった中で、政令指定都市が果している役割を考えますと、まずその規模について申し上げますと、日本全体の人口の約2割が政令指定都市にお住まいであるということでございます。そこで、政令指定都市は各地域における中枢としての機能、経済活動をはじめ、またその他の施策等におきまして、リーダーとしての役割を果たさせていただいておるところでもございます。

近年、リーマンショックによりまして大きな社会環境の変化がございましたが、経済の問題、あるいは少子高齢化社会の到来、そして、3月11日に起こりました東日本大震災の災害被害等、今の日本はたいへんな状況に差しかかっているとされており、これを国難



と言う方もいらっしゃる。がしかし、それらを受け止めて進んで行くんだと考える方もたくさんいらっしゃる、まさにこれをはねのけて次に向けて進んで行かなければならないということでございます。私たちはいま、あらゆる力をひとつに結集しながらこの状況に立ち向かい、国民の皆さんが安心して安全に暮らしていけるような基盤を作っていくうえで、地域社会というものが、ひとつの大きな役割を果たすのではないかと見ております。

そして、それらの「地域力」、ここにも「再生」というふうに書かせていただきましたが、こうしたものを切り開いていくカギのひとつを、政令指定都市が握っているのではないかと考えているところでございます。その際にはやはり、政令指定都市の持つポテンシャルを存分に発揮することが必要ではないかと思ひますし、先ほども申し上げましたが、日本全体の成長戦略の中でたいへん大きな役割を担って、それに向かって取り組んでいくことが期待されていると言っても過言ではないと思っております。

今日は、新たな大都市制度として指定都市市長会が提案しております、「特別自治市」の創設という点についても触れさせていただきたいと思っております。今後の大きな新しい扉を開くものとして押し進めていきたいと考えてございますが、これに関しましては、お手元にお配りしておりますパンフレット、または指定都市市長会のホームページ等をご覧いただければと思う次第でございます。

ちょうど国におきましては、8月24日に第30次の「地方制度調査会」が発足いたしております。この中で、基礎的自治体の担うべき役割、行政体制のあり方といったもののほか、大都市制度のあり方について検討が行われるということでございます。このたびの東日本大震災におきましても、基礎的自治体であり、且つ広範で高度な行政能力を有しております政令指定都市が、発災直後から大きな役割を果たしてきたという点があろうかと思っております。

今回のこのシンポジウム、『ニッポン再生のカギを握る「地域力」の向上』という、それを具現化していくために必要な政令指定都市のポテンシャルを引き出していく。先ほども申し上げました「特別自治市」創設をテーマといたしまして、政令指定都市が一丸となり大都市の持つ能力、あるいは活力を存分に発揮しながら日本社会をリードし、そして、住民に身近な基礎的自治体として、行政サービスのより一層の自律向上を図ることができればと考えております。皆さま方にも、「特別自治市」についての認識をもう少し高めていただければ、たいへんありがたいと思う次第でございます。

本日のシンポジウムでございますが、まず、東日本大震災の被災地でございます仙台の

奥山市長から、震災被災経験を踏まえ、そこから実感されました新たな大都市制度、「特別自治市」創設の必要性等についてご講演をいただく予定でございます。続きまして、コーディネーターに北川正恭・早稲田大学大学院教授をお迎えし、ゲストに民主党の逢坂誠二・前総務大臣政務官、また、自民党の菅義偉・元総務大臣、そして、前田正子・甲南大学教授をお迎えいたしまして、政令指定都市4名の市長と、テーマに基づきましてパネルディスカッションを行い、新しい地方自治のあり方についてご出席の皆さま方と共に考えてまいりたいと存じます。

本日のシンポジウムを通じまして、地方自治のあり方、とりわけ先ほどから申し上げております「特別自治市」というものについて、皆さま方の理解・認識を深めていただきたいと重ねてお願い申し上げる次第でございます。今後とも、指定都市市長会の活動にご理解またはご協力を頂戴できればと考えておりますので、よろしく願いを申し上げまして冒頭のご挨拶とさせていただきます。本日は本当にありがとうございました。

●特別講演

奥山仙台市長 仙台市の奥山でございます。今日は、仙台市の7ヵ月間における復旧・復興の現状、そして、私が感じました本当に政令指定都市で良かったなと思う部分と、もっとうこういうことを自分たちの力でやれたら、復旧は更に加速できるのではないかと思うところについて、お話をさせていただきたいと思います。前半では、仙台市の災害状況がどういうものだったかということをお話しさせていただきますが、そこが主眼ではないので少し早く飛びながら、本論の権限というところを重点的にお話ししたいと思います。

仙台市の概況につきましては、皆さまテレビとかでもよくご存じのところでございますが、マグニチュード9.0という巨大地震が100万という人口規模の街を襲ったときに何が起こるかという意味では、かつてない体験だったのかなというような感じがしております。

人的被害といたしましては、704名の方がお亡くなりになりました。今回の場合は、皆さまご承知のように重傷の怪我の方が少なく、発見されたときには亡くなっていられしやるか、ほぼ元気であるか、そのどちらかであったということでございます。また、全国からDMAT隊（Disaster Medical Assistance Team＝災害派遣医療チーム）にたくさん来ていただきまして、救急病院としてはたいへん精神的なバックアップになりました。しかしながら、本来的なトリアージ（災害時に治療や搬送の優先順位を決定するシステム）とかいう面では、ほとんど出番が少なかったということを聞いております。どちらかというところと現地で問題になりましたのは、外科的なトリアージよりも、慢性病に対する薬がどこに行ったら確保されているか、というようなことでございました。例えば、糖尿病の方とかがすごく多くて、ご本人が自分の薬の状況を全く知らない中で、どうやって薬を確保し適切に対応していくとか、人工呼吸器の電源確保の問題だとか、そういう慢性病対策が大きな問題でございました。

仙台市では、大きく分けて被害は2種類ございました。津波はもちろん皆さまご承知の通りでございます。そしてもうひとつ、あまりニュースに取り上げられることはありませんでしたが、昭和40年代、急激に人口が増えていきました時代にできた郊外型の宅地で、非常に大きな地盤の崩れが



あったということでございます。見ていただきますと、海辺の赤い枠で囲いましたところが、いわゆる津波被害の地域。そして、青の点々で示しておりますのが、10軒以上の宅地が連続して被害を被ったところが65箇所ございまして、この2つの被害に向けて我々は対策を講じつつあるということでございます。

これは、津波襲来の際の写真でございます。職員が上っておりますのが仙台市における最大の下水処理場、70万人分の下水を処理しております南蒲生下水処理場でございます。ほぼ全壊状態にして、私どもの公共施設としては最大の1100億くらいの被害をこの施設だけで受けてしまいました。職員が100人ほど勤務しておりましたが、おかげさまで1人の犠牲も出ることがなかったというのが、私としては嬉しかったことではございます。

東部地域は、このように大きな塩水の沼と化してしまいまして、2200ヘクタールの農地が冠水をしたという状況でございます。亡くなられた方、そして浸水世帯、たいへんな広さのところで被害が起きました。ライフラインとしては、いちばん沿岸に近いところにあった下水の浄化センター、ガスの港工場、この2つの施設が大規模施設として被災をいたしました。また、仙台空港が泥水に埋まりまして、アメリカ空軍が来て啓開したというニュースは、皆さまご承知のことではないかと思うところでございます。

住宅は、このようにかなりグジャグジャと、たくさんの被害を受けたところでございました。まさに下に落ちそうになっていますが、こういった住宅の被害が4000軒ほど、いま現実に確認されております。

宅地といたしましては、危険宅地だけで900弱というようなことで、いま現在いろいろな支援が……後ほどもご紹介しますが、特にこういった宅地被害における土木復旧がたいへん膨大な件数になるということで、いま各政令指定都市を中心に、たくさんの技術者の方々の派遣をいただき、対策を講じようとしているところでございます。被害の総額は、現時点で約1兆300億円というところでございます。

避難された方の状況でございます。いちばん避難者が多かったのは震災の次の日、3月12日でございまして、10万人を超す方が避難所のほうにいらっしゃいました。仙台市は人口105万でございますので、市民の10人に1人の方が避難所に来られたということでございます。公式では、避難所はいちばん多いときで約288箇所となっておりますけれども、現実にはこれをかなり超える、臨時避難的なスペースが起動していたのではないかと思います。私どもが十分把握できなかった民間の商業施設のフロアの一部でありますとか、町内の中で比較的大きなお宅に10人～15人くらいの方がいらっしゃったとか、いろいろな

実例を聞いております。仙台市が当初想定をしておりました、公式の指定避難所というのは200箇所でしたが、それを大きく上回るところで実際は避難される方々がいらっしまったということでございます。

それは、津波で被害を受けられた方、宅地が割れてお住まいに住めなくなった方のほかに、停電と断水がございましたので、マンションの上の階の方は概ねマンションには住めないということで、少なくとも電気が通るまでは避難所に、というような方がたくさんいらっしましたし、断水のために水を運べない、高齢者の方もかなり避難所にいらっしましたので、そうしたさまざまな方が避難所にいらっしまったということです。

たいへん多くの方がいらっしましたので、私どもの避難所運営も、きめ細かさとはほど遠いその日暮らしの避難所運営でございまして、私が街を歩いていますといまだにたくさんの方から、“いやいや、あのときの避難所にはまいってしまって、本当に市長さんは一体何をやってくれていたんだか”というような、たいへんな苦情をいただいているところでございます。

そんな中で、政令指定都市各市からはたいへん早い段階から避難所運営に入っていたとき、私どもの力の及ばないところをたくさん支えていただきました。具体的には、水道・電気・ガスの復旧、これらに応じて少しずつ避難所の方々は少なくなってこれまして、震災発生から約10日で半分くらいの避難者の数になりました。最終的には7月31日で全ての避難所から市民の方は出られて、仮設のほうにお移りになった状況でございます。

避難所に関する課題もさまざまございますが、まず箇所が足りなかったこととか、また、学校が指定されていたわけですが、非常用電源の不足でありますとか、学校との通信手段が途絶えたことでありますとか、たいへんな数の方がいらっしまったので、たちまち水も食料も無くなってしまい、何もかもが避難所というところにはなかったというようなことでございました。

備蓄物資についてもいろいろな反省がございまして、例えば歯ブラシが無かったというか、そういうものを備蓄しようという考えが仙台市にはありませんでした。後ほどお医者さまから聞いたところによると、高齢者の方が誤嚥性肺炎とかを起こさないためには、しっかりと歯磨きがとても大事だそうで、歯ブラシが備蓄されていないのは困ったことだと医師会から言われました。そのときに、神戸市さんのほうから歯ブラシを何千本と届けていただきまして、やはり避難所設営のご経験のあるところにはちゃんとあるべきものがあるのだと、たいへん感心したことをいまも思い出します。

あと、平日金曜日の夕方でしたので、帰宅困難の方が相当数出ました。私どもの避難所計画の中では、帰宅困難者への対応というものを考えておりませんでしたので、これらの方々が避難所に来られたことによって更に混乱が加速した等、大きな反省点となっております。東京に帰れなくて3日間仙台の避難所にいたとか、いろいろな方が実際にはいらっしやったわけでございます。

ご承知の通り、燃料の不足と通信手段の不全というのが、今回の対応を阻害した大きな要因であったというふうに考えております。然はさりながら、国内外からさまざまなご支援をいただいて、ライフラインは概ね4月末から5月連休前までには復旧したと言ってよいと思います。あとは瓦礫処理、さまざまな公共施設の復旧、そして学校の復旧というような段階を、順次いま踏んできているところでございます。



自治体からのご支援ということですが、膨大な規模の災害業務があった中で、私どもがなんとかやっていくことができた根本には、たくさんのご支援があったわけでございます。協定に基づくものとしては、政令指定都市 19 と東京都による 20 大都市、あと消防、また水道・都市ガス関係の復旧、こうした都市インフラの部分につきましては、これまでもさまざまな災害で相互

にこの協定に基づいて運用されてきておりますので、たいへん迅速に立ち上がり、かつ、私が何かお願いする前に自立的に動いていただいたという意味では、たいへん素晴らしい応援の仕組みでございました。特に政令指定都市の中では、今回は札幌市がコントロール市となられていろいろご支援をいただきました。特に神戸市には市長はじめ、阪神淡路大震災のご経験からたいへん迅速にご到着いただき、あんなに遠距離であったにも関わらず被災の翌日、3月12日の早朝にはすでに仙台にお入りいただいていたということには、本当に感謝を申し上げる次第でございます。

ただその中で、支援のあり方として今後考えなくてはいけないなと思っておりますのは、都市インフラを直す、いわゆるハード部門についてはかなり動員力もあり組織だっておりますが、ソフト部分が中心になる福祉施設の運営、特に私どもは今後の災害では福祉避

難所を充実していくことが必要だと思っているのですが、そうした福祉避難所を運営するマンパワーについては、今回は組織だったことはできずにそれぞれの施設が日頃のつながりとか、または地域的なつながりとかでなんとかやりくりしていたということでございました。

また、カウンターパート方式、対口支援というものが、今回の被災地支援の中でひとつの方式として確立されつつあるということは、今後に向けても素晴らしいことではないかと思います。また、全国市長会、全国知事会でも、事務局、ホームページの中に物資提供や職員派遣のマッチングの場をお作りいただいたということも、被災地にとってはたいへん有効な、また、私どもにとってもありがたい仕組みでございました。

いま現在、いろいろな復旧や観光に向けたPR等もやってございますけれども、今後の課題といたしましては、住まいと雇用の確保ということが大きな問題になってまいります。雇用の面では、権限として申し上げると、直接的な施策というのはどちらかというと国と県のほうでおやりになるということで、政令指定都市といえどもその部分の権限は少ないということでございます。一方、被災の後には生活保護の受給者の数が増えることが見込まれますけれども、私どもからすると、雇用を自分たちの手から離れたままで、その下支えである生活保護のほうだけをやっていくということに、今ちょっと物足りなさと言いますか難しさを感じております。雇用と生活保護を両面からやることによって、より多くの人に対し、生活保護を受け取るだけではなく雇用につなげていくという、前向きの政策ができるのではないかと考えているところでございます。

被災自治体の中で、政令指定都市としていろいろな権限を持っていることがたいへん良かったなと思うのは、実例として瓦礫の処理ということがございます。通常、2次処理以降は県がやるということが、仙台市以外の市町村と県との間で決められてございます。しかしながら、仙台市は常日頃からゴミの行政を自分たちでやっておりますし、今回の瓦礫の処理につきまして、これも神戸市さんから阪神淡路大震災のときのノウハウをまとめたものを早速ご提供いただきましたし、3月31日で定年退職だという方が神戸のときの大きな経験をお持ちだということで、その前日まで仙台に滞在いただいて私どもと一緒に、瓦礫をどうやって単独でやっていくかというプランニングのご指導をいただいたりしました。そういうことがありまして、私どもは県の仕組みに乗らないで、市だけでやっていこうということを決心して、今までやってきております。

現実としていま、仙台市ではかなりゴミ処理・廃棄物処理が進んでおります。おそらく、

宮城県でやっていくものはまだ2次処理に達しておりませんので、2次処理の業者を発注するとかしないとか言っている段階と聞いてございます。現時点でおそらく、2ヵ月か3ヵ月分くらいは時間的に短縮することができたのではないかと考えております。やはり自前でできるということは、その地域にとっていちばん相応しいやり方、またその地域で働く事業者の方々と直接やっていくことができますので、雇用の面でも、また業者の方の心意気という面でも良い事であったと思います。

また、残念な例のもうひとつとしては、応急仮設住宅の建設がございまして。これは県でおやりになるというので、これも仙台市でやりたいというふうに申し上げた経緯はあったのですが、今回は県としてコントロールした中でやると。それで、仙台市もその中に組み込まれたわけですが、仙台市では、用地の確保とか数の確定等が比較的早くできていたと思うのですが、全県的に見て、あまり一人勝ちのような地域があるのもいかがかというようなこともあり、最初の時期はある程度コントロールされましたので、仙台市から見ると、やや足踏みをしている状態が長かったような気がいたします。そういう意味では応急仮設住宅についても、これは仙台市だけではなく他の首長さんも言っておられるのですが、それぞれの自治体に任せていただいたほうが、発注のやり方ですとか、また仕様でありますとか、そういったものも早くできて良かったのではないかと考えています。

最終的にはプレハブ仮設を造るだけではなくて、今回、「みなし」仮設住宅、いわゆるアパートの転用とかを国でも認めていただきましたので、仙台はいまのところ、もう85%くらいの方がみなしのほうに入っておられまして、プレハブにいらっしゃるのは1500戸ということでございます。今後、都市型の災害におきましてはプレハブを建てるというよりは、みなしの仮設でいくほうが多いのではないかと考えております。

仙台に全国の自治体から多くのご支援をいただきました。特に政令指定都市からのご支援がありがたかったわけでございますけれども、それはなぜかと考えてみますと、やはり政令指定都市は、日頃から幅広い分野で多人数の職員を抱え、専門的な業務を展開しておりますので、救急の部分であれ、それからケースワーカー・心理職・医師・保健師等であれ、また宅地等に必要な土木・建築、そういった多くの専門職の方々がおられるということですね。今回のような場合、専門職を確保するということが迅速な復旧の第一歩でございますので、それは政令指定都市以外の自治体にはかなり厳しかったのではないかと。特に、町とかそういうようなところでは専門職の方がいないので、何にしても県頼みということになって、今回の被災ではおそらく県もマンパワーが不足しておりましたので、いく

らいくらお願いしても全く着手できないという、いま被災自治体地域に漂っているフラストレーションの根本は、専門職をいかに確保できたかというようなことに一部あるような気がいたします。しかも、そうしたご支援は1週間や10日で終わるわけではなく、長期的に必要でございます。いまそこに書かせていただいているように、長期的な視点でご支援いただくということで、はじめて総合的に力を発揮していくことができると思いますので、そういった意味でも政令指定都市の力というのは、災害時に大きく活きるのではないかというふうに思います。仙台市として、このような専門職の方々を各市からご派遣いただいていることに、改めて感謝を申し上げたいと思います。いま、こうしたことでいろいろご支援をいただきながら震災に関する計画を立てておりまして、なんとか私どもとしては、5年間で震災復興の計画を進めていきたいと思っております。

地域主権改革の必要性ということでございますけれども、国や県それぞれたいへん大きな権限を持っておりますが、普段行っていらない業務、例えば瓦礫処理のようなことを震災時に迅速にやるということは、これはもうほとんど困難というか不可能でございます。勉強していらないだけで1ヵ月くらいは有に経ってしまいます。また、住民にもっとも近いところにいる職員であるからこそ、例えば瓦礫の置き場の地権者との調整といったようなことも、基礎自治体であればこそ素早く地域の方とできるのでありまして、そういうような意味でもメリットがあると思います。

またそれらは、いかに基礎自治体といえども日頃から行っていないと精通することではできませんので、日頃からやっていることによって災害時にさらに緊急な力を発揮できると思います。そういう意味では、応急仮設でありますとか、あとは雇用の問題でありますとか、今回、いまだ政令指定都市に権限が無かったが故にできなかったものもございまして、この先議論させていただく「特別自治市」というような形で、さらに基礎自治体の権限が大きくなっていくことを、切に望むものでございます。

いま仙台は、『共に前へ』ということをキャッチフレーズに、復興に努めているところでございます。この後のパネルディスカッションの問題提起ということで、甚だまとまりのないお話になりましたけれども、仙台の報告とさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

●パネルディスカッション

北川教授 皆さん、こんにちは。コーディネーターを務めさせていただきます北川正恭です。パネリストの皆さん、聴衆の皆さん、どうぞよろしくお願いいたします。

早速でございますけれども、ゲストの方々に、地域主権・地方分権改革におけるご意見、あるいは取り組み等、特に今回は、奥山市長もおっしゃっていただいた震災を踏まえたお考えを、お一人につき5分程度でお願いしたいと思います。

まず、逢坂議員でございますが、鳩山・管内閣においては、総理大臣の補佐官なり総務大臣の政務官として、「地域主権戦略大綱」を取りまとめていただいたり、あるいは、私も「地域主権戦略会議」のメンバーですけれども、そこで全体的なリード役を務めていただいた逢坂議員から、野田内閣になって改革の行方はどんなところにあるかということ、5分程度でご発言いただきたいと思います。

逢坂議員 皆さま、こんにちは。逢坂誠二でございます。私のほうから今回の震災を踏まえて地域主権改革がどういう方向へ進むのか、という話をさせていただきたいと思います。

今回、本当に未曾有の大災害、大震災であったわけでありましてけれども、地域を見ていて感じるものがいくつかございます。それは、あまり簡単に、明確に言うことはできないのですが、日頃から実践的にと言いましょ、常に現場を頭に置きながら日頃から仕事をしていた地域と、どちらかというと形式的と言いましょ、机上のプランに沿って仕事をしていた地域と、そういうところで随分、震災への対応が違っていただろうと感じました。



さらにもう一点、地域とのつながり。役所が役所としてだけ動いているところと、役所も民間企業も住民の皆さんも、それぞれ日頃からいろいろな形で連携を取っているところでは、震災への対応が随分違っていただろうと思います。

いずれにいたしましても、今回の震災を通してやはり地域のことは地域で決める。自分たちの地域のことは自分たちがしっかりと責任を持って決めて実行していく。この「補完性の原理」「近接性の原理」が極めて大事であろうということが、再確認されたと思います。

しかしながら、補完性の原理、近接性の原理は大切でありますけれども、国と地方が相反するようなことであってははいけません。国の役割は何か、地域の役割は何かということを確認にする。その上で、役割が決まったからといってお互いの領分を踏み越えることを駄目とするのではなく、お互いが連携・協力しあうことが極めて大事なことで感じられます。国において言うならばいわゆる決断、あるいはお金を用意すること、あるいは大きな戦略を描くこと、これが国における非常に大きな役割だと思います。地域においては、具体的な戦略。国が大きな方向性や大きな戦略を示すのであるならば、地域は地域の実態に応じた戦略を描き、それを実行していく役割があると思います。

ただこの際に、役割を担う担い手を間違っただけではありません。これは、先ほど奥山市長から紹介がございました瓦礫処理がございます。この役割を間違えると、全くたいへんなことになってしまうわけです。このような大震災が起こりますと、“国がなんでもやるべきだ” “国がリードして全てやるべきだ” という声が高くなるのは現実でありますけれども、先ほど奥山市長が指摘した通り、国に瓦礫処理をやれと言われても実際にやったことがありませんし、やっぱりやれないんですね。

さらに、政令指定都市以外の市町村では、産業廃棄物を含めた全てのゴミの処理をやれといっても、これはまたなかなか簡単ではありません。その際に非常に大きな力を発揮したのが、実は政令指定都市の皆さんです。政令指定都市は、産業廃棄物・一般廃棄物を含めて全体のゴミ処理をするノウハウ、力を日頃から持っているわけです。すなわち、政令指定都市を核にして、どうやってゴミ処理の手法を確立していくかということが、実は今回のような場合には大事だったわけです。「近接性の原理」や「補完性の原理」をベースにしてものを考えていくのですが、全てを身近な住民のところでやるということではなく、誰が担うべきなのかを冷静に判断することが大事だと思っております。

これは仮設住宅についても同じです。国会の答弁の中で、“仮設住宅をいつまでに造るんだ”、“それは国の責任において、いついつまでにやります” とこのような答弁をせざるを



得ない場面がいくつかありました。国がお金を用意したり、全国的に資材を調達することはやらなければなりません、どの場所にどの程度仮設住宅を建てるのだということは、国には必ずしも判断がつきません。これはやはり、地元住民と身近な皆さんのところでやっていただくことが、非常に大事なわけです。積雪寒冷地であるならば、東京で思っている以上に別の仕様の住宅を造ることも必要になります。こういったことが具体的にわかるのも、やはり市町村だと思っております。その意味で、なるべく身近な自治体に権限や財源を渡していくことが、今回の災害を通して明らかになったのではないかと思っております。

北川先生から、野田政権に代わって、今後の地域主権改革はどうなるのかという問いかけがございました。これまで鳩山内閣・菅内閣と、地域主権改革は現在、民主党政権になってほぼスケジュール通り進んでいるところでございます。

しかしながら、内閣の変わり目というのは実は要注意なんです。昨年6月に鳩山内閣から菅内閣に代わりました。あの際に私は、ひも付き補助金を廃止して一括交付金化する、という作業の真っ最中でございましたけれども、内閣の変わり目にはそのことを実現したくない人たちの、ある種の押し戻しがあります。これはちょうど内閣が代わったから、我々に都合のいいように文章を書き換える……とまでは言いませんが、解釈の仕方を変えていこうと。それで少し押し戻そうとすることが起きます。去年は幸い、鳩山政権から菅政権と私が同じ担当でありましたので、それをなんとか防ぐことができたわけでありますけれども、今回の野田政権においては、私は地域主権改革の担当から外れて党の仕事をする事になりましたので、その押し戻し役を誰にするかというところは、私は非常に大きいと思っております。その意味で、今日の指定都市市長会のシンポジウムでございまして、このような場を通じて、ぜひ自治体の皆さまからも逆戻りするなという大きな声をあげていただくことが、政権へのある種の警鐘であり、覚醒につながっていくと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

北川教授 ありがとうございました。

菅議員は、安倍内閣のときの総務大臣で、「ふるさと納税」の導入というたいへんな実績をあげられましたが、そのときに、地方分権の第2次の推進法（地方分権改革推進法）を安倍内閣で強烈に提唱して推進されまして、実は現在の地域主権戦略大綱の骨格も、その第2次の推進法で菅さんが書かれて4次勧告されているんですが、民主党政権もその勧告にしたがって地域主権改革を進めていると。このようなことでございますから、まさに自・公政権で作られたものを、2009年に政権は民主党に代わりましたけれども、実際の中身は4次の勧告に従ってやっていると。ですから、自・公政権と民主党政権が力を合わせて地域主権改革は進んでいくということになると、従来大きくあった中央集権体制に従って、何か地方分権論者が騒いでいるということではなしに、骨格がもう地方分権に進んで行きますよと。いま、逆に中央集権に郷愁を覚える人たちが騒いでいるよという、そんな骨格を作った立役者だと思います。ちょっと喋りすぎてすみませんが、その菅さんに今日はお越しいただいておりますが、このお二人が揃ったら、かなり分権が進むのと思いますが、ご感想をどうぞ。

菅議員 衆議院議員、自由民主党の菅です。どうぞよろしくお願いします。

私、安倍内閣で総務大臣になった翌日、「地方分権改革推進法」を今度の臨時国会に提出したいと、総理に談じ込みました。他の法案は継続法案だけでしたけれども、私がそのとき総理に申し上げたのは、地方分権における総論は全党賛成だと。野党の人たちも賛成するから、この国会で必ず成立できるから出させて欲しいと、そういう話を実はしました。その通り成立したわけですが、実はそれから先の各論になると、いろいろな意見が出てくるわけでありまして。

そもそも私の地方分権の原点というのは、私は横浜市会議員を2期8年間務めました、その時期はまさに横浜市の人口急増中で、ちょうど特老（特別養護老人ホーム）の出始めでしたし、今日は前の横浜市副市長である前田（正子）さんがパネリストとして隣におられますけども、まさに子育て支援の保育所であるとか、こういったさまざまな問題に直面したときに、補助基準を国がほとんど決めていると。そのような、まさに地方自治の限界の中で私は国政に出馬をしたわけです。

それで、地方分権をどうしてもやりたいという中で推進法が成立して、1次・2次と、これは私ども自民党政権で勧告を受けました。そして今、民主党政権になって3次・4次の勧告を受けている。しかし、ここでも総論賛成、各論反対。これは私ども自民党にも、それぞれ権限を地方に移譲させる、財源を移譲させるとしたときに、いわゆる抵抗勢力と

というのがかなりあります。多分、いま逢坂さんが言われましたけれども、民主党政権も極めて厳しい状況だろうと思います。

私は政令指定都市の市会議員でしたが、先ほど仙台の奥山市長の講演にもありましたけれども、政令指定都市というのは、自己完結できるような仕組みをそれなりに具えています。指定都市市長会は周辺の市町村との連携を含めて「特別自治市」を求めているらしいですけれども、神奈川県には3つの政令指定都市がありまして、この連携と県との関係は非常に複雑な問題になっております。ですから、基本はやはり税を地方に移譲させる。地方消費税は5%のうち1%ですけれども、交付税を含めて国と地方の税収割合を1対1を中間目標として、最終的にはそれぞれの市町村の仕事に見合うような形で税を移譲させる。私は、最初から明確に移譲させることが最終目標だと思っております。



また、県との関係では、政令市でも意外に県が関与していることがあるんです。私、市会議員のときにはあまり神奈川県を意識していませんでしたが、今度、黒岩（祐治）さんという新しい知事が神奈川県に誕生しまして、私どもも応援しましたが、さまざまな福祉関係は県との連携がかなりあるんですね。社会保障分野においては、権限が移譲された後でも二重行政があるな、と私は感じ始めています。

いずれにしろ、地方自治体が自分で物事を決め、それを実行に移すことのできる仕組みというのが時代の流れですし、私たちの目指すべき方向であることは間違いありません。そして、分権改革推進委員の人たちが勧告してくれた中に、はじめて「地方政府」という言葉が出てきます。国と地方が同じように対峙する。向き合う。こうしたことが極めて大事なことだろうと思っています。分権改革、地方分権というのは、総論は全て賛成。これは大多数がそうなんですけれども、各論になるとさまざまな抵抗をする人たちがいます。しかし、そこを実行するかしないかという、その瀬戸際まで私たちはきていますので、今日も皆さま方のさまざまな思いの中で、私たち国会に議席を有している議員として、また政党としても、とにかく地方でできることは地方に委ねる、国と地方の役割を明確にする。このため

に全力で私たちも頑張って、わが党も頑張っていきたいと思います。この地方分権には、党派はないと思っています。

北川教授 ありがとうございます。

それでは、前田教授にお願いしたいのですが、政令指定都市である横浜市の副市長をお務めいただいた後、甲南大学の教授として、また地域主権戦略会議のメンバーとしてご活躍をいただいております。地域主権戦略会議では、権限移譲の担当をされているわけですが、その意義や取り組み、あるいは現在の状況等々を前田さんからお話をいただきたいと思っています。よろしくお願いします。

前田教授 いまご紹介いただきました、甲南大学教授の前田でございます。

私、横浜市の副市長を2003年から2007年までの4年間させていただきました。教育や医療や福祉を担当しておりました。政令指定都市は県並の権限……まあ、いろいろと規制はありますがほとんど権限がございますので、児童虐待などが起きても母子の保護ができるシェルターがある、児童相談所がある、一時保護所があるということで、一人々々の生活を支える包括的支援というものがしやすくなっているわけですね。私は行政としては横浜市でしか働いていませんでしたので、それが当たり前だと思っていたのですが、実は町には生活保護認定の権限がありません。いま目の前にいる人たちの危機的状況や、今日の暮らしをどう支えるかという権限が町村の現場には無いということに驚きまして、地域主権改革では権限移譲を担当させていただいております。

実は、地域主権改革というのは4本の柱で成り立っております。「義務付け・枠付けの見直し」「基礎自治体への権限移譲」「国の出先機関の原則廃止」「補助金の一括交付金化」。この4つですが、北川先生は国の出先機関の原則廃止を担当しておられます。今月はアクションプラン作成ということで、いよいよ会議も始ま

って、どういうものを具体的に移していくべきかという最終段階に入っているわけです。

例えば、既に菅先生のほうから特別養護老人ホームや保育園の話も出ましたけれども、義務付け・枠付けなどの話ですと、既存の遊休施設を特別養護老人ホームに変えたいと思いついても、廊下の幅がどうか、いろんな規制があって転用も難しいというのが現状

地域主権改革を推進するための4つの主要課題

義務付け・枠付けの見直し

基礎自治体への権限移譲

国の出先機関の原則廃止

補助金等の一括交付金化

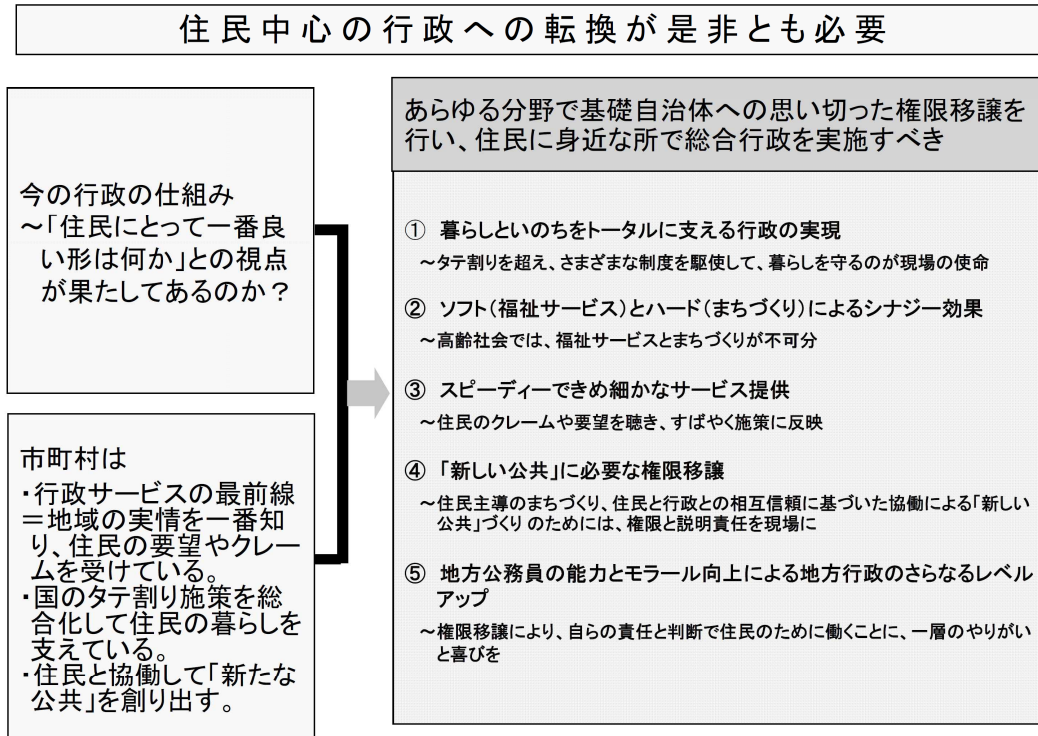
です。それから、保育園も国が一律で補助単価を決めて、それで補助金をくださるわけですが、横浜市のような大都市の場合には実態に全く合いません。国の制度設計では国が半分持つということになっておりますが、実際には保育園のことや子育て支援の現場は、ほとんど、予算の大部分を横浜市が持つようになっております。



また、横浜市では年に3万人の子どもが生まれまして、いろいろな子育て支援の活動も広がっております。国では現場がありませんので、いろいろな子育て支援のメニューを国が出す場合、先進的な地域の事例を見てそれを政策として降ろしてくるわけです。例えば、横浜で始まった有名な子育て支援の施設、「集いの広場」という事業がございます。皆さまの自治体にもあるのではないかと思いますけれども、お父さんやお母さんが、小さい子を抱えて訪れ相談や友達をつくる場としての施設なのですが、これは横浜の菊名という町の商店街の空き店舗で始まった事業です。それで、厚生労働省の方が横浜に來られて、どうもお母さんたちが面白い事業をしていると、空き店舗を使って赤ちゃんやお母さんたちが集う場所を提供するのは、友達づくりにもすごく良いということで、国の事業としてあげられました。そうしましたところ、国は全国一律にどこででもできる方式を採用しますので、自治体によってはとても地域の実情に合いにくい制度になって降りてくるわけです。実はそういうことがしばしばございまして、本当に地域の実情にあった支援をしていくためにも権限移譲が必要ではないか、ということでお手伝いをさせていただいているわけです。

地域主権改革について、なかなか一般の方への理解が得られない理由として、地方自治体や政令指定都市が、「特別自治市」を目指すとか権限が欲しいとか言いますと、“自治体の人が仕事をしやすくするために言っているんじゃないか”とよく誤解されがちですが、これは実は違います。皆さんも今回の震災でご理解いただいたと思いますが、健康で仕事もあり、困ったことが比較的少ない方は、ほとんど市役所には用事がないと思います。しかし、今回の震災のように何か危機的状況にある。例えば家族や仕事を失うとか、病気になるような人生のリスクを抱えたときには、基礎自治体の窓口、自治体の助けが非常に重要になります。今回の震災でも、市民を守るために命を失った自治体の職員がいるように、

最前線で住民のニーズを聞き取り、市民を守るためにはどういった施策が必要かと考えるのは自治体です。



というわけで、権限移譲を進めることになぜ意義があるかということ、5 つにまとめました。時間がもうありませんので1 つだけ言います。繰り返しになりますが、この意義は自治体の人が仕事をしやすくするためではなくて、人々の暮らしと命をトータルに支える行政を実現するために、権限移譲が必要だということを申し上げたいです。

ご存じの通り、国の施策は全て縦割りです。子育て支援にしても、一人の子どもを扱う場合、予防注射や母子健診は医療系に属します。そして、虐待とか相談とか保育は、福祉の分野になります。しかし現場では、お母さんが乳幼児健診に来たときに、保健師の人は子どもに障害があるのではないかと発見するのはもちろん、お母さんに痣とかががあると、もしかしたらご主人に殴られるとかのDVがあるんじゃないか、ご主人が奥さんを殴るような状況にあるということは、家計が苦しくてももしかしたら生活保護適用の家かもしれないということで、この人に必要なものは何かということ職員の人判断して、本当に困った人の場合はいろいろなサービスや施策を組み合わせる親子を守ろうとします。この人にどういった施策を適用すれば良いかという判断をするのは、実は自治体の職員です。

政令指定都市の場合は権限がありますので、職員が役所の中に声をかけて施策を組み合

わせて、可能であれば即刻適用することができます。例えば、この親子をすぐその日のうちにシェルター（保護施設）に入れようとか、お母さんが第2子を妊娠していて、どうも健診を受けたことがないと言え、すぐ病院に健診の手配もできます。しかし、小さい市とか町村にはそういった権限はありません。生活保護を適用しようと思っても権限は県であつたり、児童相談所もなかったり、虐待保護の権限もなかったり、いま目の前に困った人がいるのに、それをいちいち県に聞かなければならない。本当に困った事態になっているのが実情です。

仙台市の奥山市長もお話になりましたけれども、今回、被災した方々はいろいろな問題を抱えています。この人たちにどういう制度を適用し、どういうふうはこの人たちを救うのか。その人に直接会っているのは、県の職員でもなければ国の厚生労働省の人でもなく、まさに自治体の保健師であり職員です。その人たちが、この人に何が必要かということを決める責任と力を持つことによって、皆さんの毎日の生活が守られるのです。地域主権改革、権限移譲というのは、自治体が仕事をしやすくすることではなく、それはつまり、皆さんの毎日の生活をどう守るかということと一緒に考えて、現場が決めていく力を持つことなのです。

政令指定都市にはすごく権限がありますけれども、これから震災復興に必要な農地の転用とか、都市計画の権限はありません。今回、特区（東日本大震災復興特別区域）でやる事が可能になりますが、いますぐ街づくりをしたい、根本的に農地を変えて新たな街をつくって産業を興したいというときに、現場に権限を降ろすことが必要だから特区を作るということは、実はわざわざ特区を作らなくても、必要な権限をずっと現場に持たせておけばいいことですよね。そのことも含めて、今回の東日本大震災をきっかけに基礎自治体に力を持たせるということは、そこで暮らす人々が生活を支える力を持つということ。そのために、改めて政令指定都市に何が必要か、他の市長村にはどういう権限が必要かということを実際に考えて、一日も早く取り組む時期が来たと私は思っております。

北川教授 どうもありがとうございました。ここからフリーディスカッションに入っていくわけですが、政令指定都市の現状と課題というのは、現場の担当者としてどんなことがあるのか。そして、それを解決するため、指定都市市長会では、「特別自治市」の創設ということを訴えられておりますが、先ほどの奥山さんの被災の問題等々を含めて、これからやろうとしているようなことを、市長のほうからそれぞれお話ししたいと思います。それでは、奥山市長からどうぞ。

奥山仙台市長 ありがとうございます。先ほどたくさん時間をいただきましたので、1、2点だけ、いま考えていることを話題提起という形でお話をさせていただきたいと思います。

ひとつは、これについてはいろいろなご意見があるということは、私も十分に承知しておりますが、今回の震災でたいへん多くの方がお亡くなりになられ、且つ、行方不明の方々がたいへんたくさんいらっしゃる期間が長かったわけです。私どもも一時期、1000人以上の行方不明の方を抱えておりましたが、行方不明の方々を確定していくことが、かくもたいへんなことかと。それは本当に難しかったんですね。

というのは、普通であれば住基（住民基本台帳）によって、住まいと名前と自治体が三位一体となって一人の方に固定されます。しかし、住基はそのままにしたままご実家に行って、それが隣県の岩手県だったり福島県だったりという方もいらっしゃれば、放射能の問題がありましたから、福島に住民票を置かれたまま仙台にいらっしゃる方も多数いらっしゃいました。また、今回の被災は平日に起きましたので、単身赴任のような形で週末だけお家にお帰りになって、住民票はないけれども現にそこにビジネスでいらっしゃった方もあれば、本当にいろんな方がいらっしゃる中での行方不明の方でしたので、どうやったらこの方を特定できるのか……結局、ありとあらゆる町内会に聞く、警察の行方不明の人を出す、うちの住基でやる、総務省の尋ね人欄を出す、あらゆる民間で出ている情報ツールを活用する。そういう5つか6つくらいのを全部手作業でやっていって、最終的にここかなと。そうやって見えてくるというようなことでした。



やはり、こういう災害時や、特に都市化で人口流動が激しい中で、国民の方を確定するということはいろいろな行政の基本ですから、私はやはり、国民お一人に対して番号が付与されているようなことは改めて必要ではないかと思いました。例えば、福島の放射能で今後、継続的に健康診査をされることが必要だったりするかと思います。そういう場合にも生涯を通してしっかりやっていくためには、その方だと特定できる何かがないと、自治体としてはいまの住居の届けだけで責任を持ってやるというには、あれは強制力のない

仕組みですので難しいのではないかと思います。ですから、災害時において特定していくという仕組みを、改めて自治体や国の中で相談していかなければいけないのではないかと思います。

それから、先ほど逢坂議員のほうからお話がありました、一括交付金化のような問題ですね。災害の被災の受け方はさまざまでございます。千葉は地面が液状化で崩れた。私どもは土地ごとひびが入った。地域によって現れ方が違うときに、それごとにいちいち制度を作っていたのでは、救済制度が何十本あっても足りないという状況です。そんな中で、例えば一括交付金のような形である程度、マクロで枠組を作っていたもので、あとは現場でと。これ以外に有効に機能する方法はないのではないかと思います。そうした、いままで地方への権限移譲でいろいろ議論されてきたことが、改めてその有効性も含めて、議論の俎上にもう一回出てきていると思いますので、いろいろ皆さまのご意見も伺ってまいりたいと思っていますところ。

北川教授 ありがとうございます。

それでは、矢田神戸市長。阪神淡路大震災のご経験からいろいろと仙台市にも救援されたということですが、それも含めて、特に指定都市市長会の会長さんとして、いわゆる「特別自治市」の創設のお考えなどもおっしゃっていただければと思います。

矢田神戸市長 わかりました。まず、今回の東日本大震災において、政令指定都市がいま19都市ございますけれども、19の都市が一体となって取り組もうということでやってきました。現在のところ、大体9月の半ばくらいの時点で集計しておりますが、トータルで約12万人ほどの職員が、1週間単位が多かったと思いますが、場合によっては10日間と



か、いまはもう長期派遣になっておりますが、東北3県に入っていったという状況でございます。そういう中で、これはいろいろな需要がございますので、ニーズに対応し、とにかく各自治体がお持ちになっていらっしゃる悩みみたいなものをお聞きしながら、それに対応したというのが原点であります。

それからしばらくしまして、対口支援でやっていくという動きがかなり出てきてまして、自治体間で提携をしながら被災地に支援に入るということをやりました。そのようなときに、先ほど奥山市長から話がござ

いました専門職種が足りない状態でございましたが、その専門職種を具備しているのが政令指定都市でもあると言えます。

そういう中で、今後また大規模災害が発生したときにどうしようかということを、実は先日、指定都市市長会の中で協議しました。これは、先ほど少し触れました対口支援を原点としながら、先方のニーズに対応して各都市がそれぞれの役割を果たしていこうと。そして、どこで何が起こるかわかりませんから全国をゾーン分けして、どの地域が対応の主たる任務を負うかを決め、地域地域において主たる幹事と言いますか、そういうものを定めてやろうというふうになりました。

今回の災害は、非常に多岐に渡っておりますので、私ども神戸のほうで16年前に実際に経験した被災の内容とは、かなり異とする部分がございました。しかし、そういう点を新たなひとつの教材として付け加えながら、次の段階の災害に対して対応するということが、必要であるということを学びました。ですから、これも先日の指定都市市長会で協議の結果、協定的なものに高めていこうという声があがってきておりますので、そういう方向に動きたいと思っております。

それと同時に、先ほどからお話がございますように、周辺の市町と政令指定都市が連携してやっていこうという意見も出てきております。また、現実にはそういう取り組みをされていらっしゃる場所も随分たくさんございます。ですから今後は、中心的な機能を持つ政令指定都市が周辺自治体と連携をしながらやっていくのだということも、視野に入れてやる必要があるということでございます。

そこで、「特別自治市」について少し触れさせていただきます。いまの形態でいきますと、国があり、そして都道府県があり、そして市町村があるわけですが、その中で政令指定都市が持っている能力を十分に活かして、さっき申し上げた周辺自治体と力を合わせてやっていくとするならば、もっと違った地方自治ができるのではないのでしょうか。いままで実際に県が所有してきた権限等も合わせて、そしてまた、国がお持ちの権限も幾分かこれの中に入れていくという形で、権限と財源を移譲していただくことが、ひいては実際にそこで暮らしている市民の暮らしを守っていくことにつながっていく。いま私どもは「特別自治市」というものについて、大都市制度のあり方としてぜひ検討をいただきたいということで、提案をしているところでございます。

北川教授 どうもありがとうございました。

それでは、引き続いて熊谷市長に、国と地方の協議の場等々について、基礎的自治体と

国、あるいは県との関係について、お話いただければと思います。

熊谷千葉市長 千葉市長の熊谷です。どうぞよろしくお願いいたします。

私も政令指定都市の市長になって今回、仙台市さんほどではありませんが 3.11 の東日本大震災で液状化を経験して、仙台市さんと同じように政令指定都市で良かったと実感する点が多々ございました。例えば、液状化に対する暫定復旧、それから本格復旧の工事を進めていく中で、私どもには土木を含めた専門職員が多いので、迅速に国の災害査定を受けることができました。本格復旧の工事もうすでに全て発注が終わっています。いま千葉県内の他の自治体ですと、本格復旧の工事の発注どころか、暫定復旧の工事の発注の段階に留まっているところもたくさんあります。そういう意味では、非常に政令指定都市で良かったと思うところであります。

「特別自治市」など、いわゆる地方分権の話をするときに大事なことは、政令指定都市が基礎自治体として権限を受けているわけですが、私どもが権限を受けた結果、どんなところが良かったのかということ、しっかりと国民の皆さんに説明をしていく責任があるということです。政令指定都市に移行するとき市民には、政令指定都市になるとこんな良いことがあります、あんな良いことがありますと一所懸命に説明するのに、政令指定都市に移行した後、特に住民の皆さんに説明をしていない。ましてや他の市の人たちにも説明をしていない。ですから、私が市民と話をするとき、“政令指定都市になって何も良くなかった”とか、“もどに戻してもらいたいくらいだ”といった意見も出てきてしまいます。まず良かったことの説明をして、それからその先の議論をするということだと思います。

先ほど、前田先生から児童虐待等のお話がありましたが、わかりやすい例では、千葉市でやっているものでは乳幼児健診がありますが、赤ちゃんが生まれた後、お母さんに健診に来ていただく以外に保健師が自宅に行き、いろいろな子育ての悩みや赤ちゃんの状況等をヒアリングしたりしています。その段階での情報は非常に重要です。例えば、育児で苦しんでいるとか、非常に危ない状況にあるとか、もしくはそもそも会ってくれさえないとか、健診にも来ない、これらは非常に重要な情報になります。実際に児童虐待で児童相談所に入った子どものうち、健診に来なかったとか、訪問を拒否したケースというのは多くなります。ですから私どもは、いま健診情報をシステムで共有することによって、児童相談所に何か初期情報が入ってきたときに、それが深刻な児童虐待になり得る確率が高いケースであるかどうかの判断も、そういう形でできます。

もちろん、政令指定都市になって一番良かったことは、道路の問題などインフラの部分

が多いわけですが、こういうソフトの分野でも権限を移譲されたことによって、一人の市民や一人の赤ちゃんに対して一括した、積極的な対応ができるようになったことです。実は、来年千葉市は政令指定都市に移行して20年になるので、きちんと市民にそういうところをわかりやすく説明していこうと思っています。無駄ではなかった、良かったんだと説明をした上で、まだまだ政令指定都市制度というのは不完全な制度なので、こういうところができていないということを説明しなければならないと思っています。

それで、私が一番感じるのは道路です。国道の一部を除いてほとんど管理ができる。これはたいへん素晴らしいことだと思います。ただ、その中で私が首をかしげるのは、横断歩道とか信号の件になると、管理は県の警察になることです。私どもが一所懸命道路を造っても、もしくは住民と話をして、道路補修工事等、安全対策を行っていても、横断歩道の件になった途端、“いや、それは我々では判断できません。県に言っておきます”ということになって、非常にここがストレスで、いつも時間的にずれるし、危機意識・課題意識もずれてしまうという問題があります。

更に、警察の関係で話しますと、放置自転車の解消や自転車によるいろいろな事故や怪我が多くなっていることから、ルールの徹底というのが非常に重要な課題ですが、駐輪場を造っているのは千葉市、放置自転車の取り締まりは県の警察になり、頻繁に会議を進めなければ話が進みません。そういうものを含めて考えれば、やはり警察のある部分は政令指定都市に移管したほうが良いと思っていますし、指定都市市長会としてもそれは求めています。

運転免許証の更新についても、いまはわざわざ警察署に行かなければいけませんが、それが区役所で済ますこともできるようになる。引越をしたときなど、普通に区役所などの窓口でやれば良いと思いますし、車庫証明も同様だと思います。

ほかにも、いま交番が足りないということで交番を増やすなど、千葉県の場合ですと移動交番まで導入して対応しておりますが、市の公共施設が警察署や交番よりももっと細かくたくさんありますので、例えば、公民館だとか区役所以外にもいろんな施設で、防犯の関係や落とし物の届け出な



ど、基礎的な交番業務を担当することも不可能ではなくなってくるんです。そういう意味で、「特別自治市」の中のひとつの柱として警察からの権限の移譲というのは大きいだろうと思っております。

もうひとつ、子どもの関係で、幼稚園の部分です。幼稚園に関しては、県に幼稚園の認可と指導権限、運営費等の補助金の交付権限があります。国のほうでも幼稚園と保育園行政の問題は議論されて、今後、子ども・子育て新システム等で改善されていくと思っておりますが、いま保育園と幼稚園の問題でひとつあるのは、保育園が足りないと言って保育園を一所懸命に造っている一方で、共働きが進んで幼稚園がどんどん空いていることです。千葉市ですら、幼稚園の枠のうち大体 25%が空いていて、保育園を何億円もかけて造っている一方で、定員割れとなる幼稚園が出ています。同じような園庭があつたりするにも関わらず、こういう状態になっています。

私どもからすればこれはもったいないということで、昨年 4 月に「こども未来局」という形で、いままで教育委員会が持っていた幼稚園の部分と、保健福祉局にあった保育園行政を一括管理する局を作り、幼稚園の中で保育機能を持たせるような補助制度等を作って、いま幼稚園の中に小規模保育所を造っている状況です。このようなものも、もっと大きな枠組みの中で、そういった要素を加味した補助金行政ができればよいと思います。もちろん国でそもそもの制度をクリアーにしていいただければ良いと思いますけれども、最終的にはやはり、いままで何億円、何十億円、何百億円とかけてきた子育て関係のインフラを、いかに地域の実情に合った形で無駄にせずに使っていくかという意味でも、一元的に政令指定都市には権限を移譲していただきたい。そうすれば、もっともっとできることがたくさんあると思っております。

そういう意味ではやはり、「特別自治市」の創設というのは、ぜひともお願いをしたいと思っております。国と地方の協議の場においても、すでに権限をいただいた中でいろいろな創意工夫を 19 の政令指定都市はそれぞれやっていますから、そういうものを提案させていただいて、更なる権限を渡すことによってより良い行政が可能になるんだということを、政令指定都市として国民にも、また国や県にもしっかり説明させていただきたいと思っております。

北川教授 ありがとうございます。

いまの免許更新のお話で、区役所でもという意見がでました。これは奥山市長のお話とともに、番号制度があつたら一発ではないでしょうか。その点についてどうですか。

熊谷千葉市長 番号制度がこれから国のほうで導入されると思いますが、番号制度になったときに何が一番大事なところになるかというところ、ワンストップというところ。ワンストップにするためには、窓口で全部できるようにするということです。窓口というのはどこかといったら、それは都道府県ではありません。基礎自治体である市町村が窓口として、住民との接点を一番たくさん持っているわけです。ですから番号制度を議論していくと、最終的には、一番住民に触れる窓口を持っている基礎自治体に、住民のいろいろな手続き関係を落としていくという議論に私はなっていくと思います。また、まさにおっしゃられたように警察と番号制度というのは、そういう形で絡んでくると思っています。

北川教授 ありがとうございます。公的な情報というのは市町村に8割以上集まっていると思っておりますので、公的な機関と民間との窓口というのは、ほとんどそういうことになるのだと思います。

それでは、広島松井市長。お待たせして済みませんでしたが、先ほどちょっとご提議があった専門のハローワーク等々を含めまして、法律で決められた国と地方の協議の場等々について、お話をいただきたいと思います。

松井広島市長 ありがとうございます。

いま、ゲストスピーカーと各市長方のお話を聞かせていただいて、まさに中央集権から地方分権へ、そして総論賛成から各論賛成へ、どういうふうにやるべきかという基調でお話をされており、場合によっては、非常時の体験を通じたところからの重要性、平常時の個別具体的なケースにおける対応について、各市長からお話があったかと思います。

実は、私はこの4月に市長になるまでは、厚生労働省に30数年勤めておりまして、中央集権推進派でございました。いまは攻守所を変えて、地方分権推進派になります。そういう立場でお話をさせていただこうと思います。ここにあります「地域力の向上」というものをやるためには、「特別自治市」の創設が不可避という、そういう結論に皆さま方と意識の共有が図ればという気持ちで話したいと思います。

中央集権というのは私の整理からすると、我が国の高度成長期における国全体のありようを、ベクトルを整えるための不可避な、あるいは不可欠なやり方であったと。さりながら、安定成長期に入ったことが間違いない日本の国状であるならば、これからは地方分権に移っていいのではないかというのがベースにあります。そして、実際に自分も市長をさせていただいておりますので、まさに高度成長期から安定成長期、中央から地方ということをやっていきたいと思っております。



しかしながら、中央で仕事をしていた当時、内部で議論したことをいまだに忘れられません。それは、ニワトリとタマゴのような関係ですけれども、地方が本当に行政力を持っているのだろうか、分権したいと言いながら、それだけのキャパシティがあるのだろうか、我々中央のほうはまだしっかりしているんじゃないか、このようなことが根底にありました。しかしながら、行政力が付くまで分権しないということであれば、まさに時代が安定期に入っているのに間に合わない。であれば、同時進行あるいは先に分権化をする中で、地方の行政力を鍛えるということもいいのではないかなと思うわけであります。

それが、攻守所を変えるきっかけになろうかと思います。

さらに、先ほど申し上げた地域力向上のための「特別自治市」というのは、いま言ったことを考慮した案になっていると思います。すなわち、1800 近くある自治体全てに権限というふうには言っておりません。「特別自治市」。すなわち政令指定都市と一定の行政力を備えたところからやっではないかという、そういう案になっていると感じるからであります。実際、私ども広島市が属します広島県におきましては、118 万人という 3 桁の人口を持っているのは広島市だけでありまして、県内に 23 の市町がある中で、広島市を除けば、46 万・23 万・19 万・14 万・11 万と 2 桁の人口規模を抱える市は 5 つ。残りの 17 自治体は 10 万人を切る自治体から、さらには 7000 人、8000 人という自治体でございます。そんなところで本当に行政力があるかとなると、全てにということはいかない。さりながら、地方分権を進めなければいけない。そういう意味で、「特別自治市」などを中心に地方の力を鍛えていくという枠組は、非常に実践的な対応ではないかと思っています。

それを補強するという意味で、私が属しました厚生労働関係の仕事の中でどう考えたのか、少し話を進めたいと思います。まず、生活保護制度であります。これは昭和 25 年に制度創設されました。しかし、いまは制度疲労を起こしているというふうな評価を受けております。実際、高度成長期、そしてリーマンショックというものを受けながら、経済的な背景を考慮せず、基本的な枠組が維持されております。いま広島市でどういうことが起きているか。2008 年度には、年度平均で 1 万 3500 世帯ほどが保護世帯になっておりました。ところが、2011 年 8 月現在では 1 万 8000 世帯になっております。そして、この世帯

に月あたりで払うお金の額がどうなっているか。2008 年度は 26 億円でありましたが、これがいま 35 億円にまでのぼっております。世の中のこういった景気の中で、憲法で保障された生活保護をするために出さなければならないお金が増加しております。

しかし、個別の具体的な対応を見ると、本当に生活保護を適用すべき方々ばかりだろうかというのを、現場の目は見ているところがございます。実際、生活保護費の主要な構成は、生活扶助費と医療扶助費であります。医療扶助費というのは、本当に病気をしたときに医者に行かなければいけません。しかし、多くの方々は本当に病気で困ったときに駆け込むでしょうか。そうではないときにも行ったりしないでしょうか。そういったこともあるということを頭に置いたうえで、これらを考えていかなければいけない。

その際重要なのは、生活保護に入る前の自助です。この世の中、自助・共助・公助という 3 つのパターンがあるとすれば、平常時においては、何においても自らが仕事をして自立することが第一であります。それが客観的な事情でできないときに公助に頼る、あるいは共助に頼るという、この精神を忘れてはいけません。いま、その仕掛けが機能しているかを問われておりまして、2010 年 10 月以降この制度全般、社会保障の見直しに政府を含めて入っております。その際いちばん重要なのは、年金制度における年金の水準、最低賃金制度における最低賃金の水準、そして生活保護、このバランスが取れているのでしょうか。これの齟齬をきたしている仕組みが、皆さま方のゆelmiと言いますか、ややもたれ、自助を怠っていきなり公助・共助に行くということにあるのではないのでしょうか。こんな大枠の仕掛けは政府で直してもらおう。そして、その仕掛けを直してもらったうえで、力のある自治体がやるべきだと思います。

その際まず、安易に社会保護に頼るのではなく、自らが自立する道を探るための支援。これは自治体がしっかりした就労支援をするということをやっていないと、なかなか上手いきません。いまのハローワークは、国が雇用対策をする。そして、自治体の中でも県レベルで対策を練る。基礎自治体である市町村は生活保護ということで、役割分担の明確な区分があるんですけれども、これが機能していないのではないかと思います。むしろ生活保護になる前に、基礎自治体が就労支援をする。これが基本ではないのでしょうか。

就労支援については、国の立場で申しますと雇用保険の濫給がある。つまり、雇用保険を支給する機関と就労支援をする機関が分離すると、いい加減な形で失業給付をしてしまう、給付の乱費が起こる、だから、この紹介機能を離せないんだと。自治体にあげないで国、せいぜい県でやるのだと申してまいりましたが、このやり方がいまの事態の中でひょ

っとして、牛の角を貯めて牛そのものを殺すことになりはしないかと。濫給については、別の制度の仕掛けをしっかりとしたうえで、就労支援と生活保護というものを一体的にやれるような仕掛けがいるのではないかと考えております。

そんな中で、社会保障と税の一体改革も議論されております。まさに真摯な地方の意見、そして安定した財源確保、そして持続可能な社会保障制度を作るという議論の中で、自助・共助・公助をいかに組み合わせた社会保障をするかという大枠の議論をして、国民の理解と信頼を得るだけの枠組を変える。その位置づけの中で、ぜひハローワークの権限移譲と言いますか、とりわけ職業紹介・就労支援については、先ほど申し上げた「特別自治市」への権限移譲があつていいのではないかと考えております。いろいろな反論がありましょう。必ずしも制度改革100点ではありませんけれども、先ほど申し上げたニワトリとタマゴ、権限を移譲しながら力を付けていくというやり方、実践的な対応がいま求められていると思います。

そんな中で総論、地方分権ということになれば、この受け皿を作っていくための地方自治体の努力が必要だと思っております。私は市政に参画をいたしましてこれを実践的にやるという観点から、広島市に隣接する市町と共同で協議会を作って区域を越えた有機的なつながりの中で、それぞれの関係市が連携した予算措置とか、産業政策・経済政策を打つ。そんな中で、事実上の就労支援もできないかなということを、いまやろうとしております。これをやることで一步を踏み出したいと思っております。

大都市制度、とりわけ広域自治体、基礎自治体という、いまの二層性そのもののプラスの部分はいただくとしても、マイナスの面が大きくなっているとするならば、地方が一元的に事務を担う「特別自治市」というものを、早く認めてもらえないだろうか。そして、いま30次の地方制度調査会が動いておりますので、この中でしっかりとした議論をしていただきたい。そのときに忘れてはならないのは、税収のあり方であります。大都市という人口集中、そして産業集積があるところから多くの税収が得られますけれども、その税収を大都市が独占するのではなく、一定部分はやはり国に配分し、そして残りの部分を当該市域に隣接する、あるいはいま言われている県下の他の市町にも配分することがなくてはなりません。その配分方法をどのようにするかということについての精緻な議論がなされれば、必ずや「特別自治市」創設へ向けた一步が踏み出せるのではないかと考えております。以上でございます。

北川教授 ありがとうございます。それぞれの政令指定都市の市長から、現場での課題

と言いますか、切実な悩みとか、どうしてもこうしたいというお声があったわけですが、ゲストの皆さん、何か見解がございますか。まず逢坂さん、その次は順番をお願いします。

逢坂議員 簡潔に何点かお話ししますと、まず、奥山市長が最初に話された、今回の震災で行方不明の方の状況を確定するのが非常にたいへんだったというのは、私も政府の中にいて実感をしていました。実は、総務省消防庁には安否確認システムというのが従来からございましたが、それは残念ながら今回、必ずしも十分に機能いたしませんでした。

そこで、避難者情報システムというものを総務省で作りました。これは、全国の市町村の方にご協力をいただいて、どこに避難をしても自分が避難している自治体に届け出をすれば、避難元の自治体に連絡がいくというようなものを作らせていただいて、一定程度は機能したかなと思っているのですが、これとて十分ではないというのが正直なところですが、今回は急ごしらえでしたからこの程度のことに留まったわけですが、やはり今後は、国民の皆さん一人ずつにマイナンバーと言いましょ、番号を持つことによって更に的確な行政サービスを受けられるようにするべきだろうと思っております。



15年前、20年前の番号議論のときには、国民の皆さんがある種、国や自治体から管理される番号になるのではないかと、プライバシーの侵害をされる番号になるのではないかと懸念があったわけですが、最近は逆にそうではなくて、自分が的確に行政サービスを受けるために、あるいは自分の権利を行使するために番号が必要なのではないか、そういうふうに見方が変わってきております。こうしたことも踏まえながら、私もいま与党の中で番号の担当をしておりますので、できるだけ早い時期にこれを具現化できるように頑張っていきたいと思っております。

二つ目ですが、一括交付金という話がありました。会場にお越しの皆さまもおわかりの通り、政府ではいろいろな分野の補助金をたくさん抱えております。補助金というのは、一般的に補助金を受けるものにとってはありがたいものであるはずですが、最近は弊害も出てきております。例えば、学校向けの補助金を福祉施設に使うことはできません。あるいは、福祉施設向けの補助金を農業に使うことはできない。そして、ルールも細かく決められているので、どうしても事業の内容が制約されて、地域の実態に合う形にならないと

いうことであります。

そこで私ども民主党では、ひも付き補助金を廃止して一括交付金化するというのを、本年度から行っております。今年は都道府県向けに5, 120億円を一括交付金化しましたが、まだまだこれも発展途上でありまして、これから進化をさせていこうと考えております。加えて今回の震災においては、普段のときよりも補助金の垣根を越えて使えることが非常に大事でありますので、今般、準備をしております3次補正の中に1兆数千億規模の災害・被災地向けの交付金を、それも自由度の高いものをいま準備しているところであります。これについては、野党の皆さんともこれから十分に協議をしたうえで、早急に被災地の皆さんにご活用いただけるようにしなければいけないと。その際に、いままでの補助率を嵩上げする、それから自治体の自己負担の部分は更に交付税等で補填をする。あるいは、補助金のメニューにないものであっても、ある一定程度は利用度合いが高く使えるようにしようといったことも、いま検討しているところであります。

それから、「特別自治市」の話がありましたが、これはまさにいま、地制調（地方制度調査会）で議論がスタートいたしました。「特別自治市」に限らず、いまの日本の自治体の形、あり方がいまのままでいいのか。特に大都市ですね。これについては、地制調は2年間の期限でありますけれども、その中で議論していこうと思っております私も今般、地制調のメンバーになりましたので、きょうの皆さまの発言も踏まえまして、また検討してまいりたいと思います。

最後ですが、ハローワークについて松井市長から非常に良い話をいただきました。北川先生と一緒に出先機関改革をやっていく中で、ハローワークはいろいろな要素があって、厚生労働省の皆さんも、すんなり自治体のほうへ仕事を移していこうということについては非常に慎重でありました。しかしながら、今日ご提案いただいた一体改革を行って、更に準備を早め権限移譲を進めていくということは、政府が閣議決定をいたしましたアクションプランの内容にも合致しておりますので、この方向でぜひ、松井市長のほうからも内閣府に強く発信していただければ、私も応援したいと思います。

北川教授 それでは、松井市長からご答弁をいただきまして、菅議員さんに譲りたいと思います。どうぞ、松井さん。

松井広島市長 ありがとうございます。私自身は労働行政に長く身を置いていたせいか、本当に地域が活性化するというその根底には、その地域で人々が生業を持てるということ。きちっとした仕事があって家族を養える。そういうことがなければ何もできないんですね。

単に箱ものがあるというだけでは何もできません。そういう意味では、地についたその企業、そしてそこで働く人々があって、お困りのときには市政としていろいろな支援をする。まずもって自分で自活するということを自治体の中で実践するためには、いま申し上げました、職場と自らをつなぐ紹介機能と言いましょうか、仲介機能がなければならないと思っております。

そして、非常時等において国全体で労働力移動ということがあれば、国が緊急時にまとめるということはやっていただければと思います。これは、災害時における国・自治体の役割分担と同じであります。ですから、平常時における人の生業の面倒を見る。本当に困ったときに社会福祉を充実する。その中で安易に人が行政に頼るようなことがないように、少なくとも自助、あるいは共助まで、公助というのはギリギリ我慢する。そういう世界にしていくのがまさに安定期の世界であり、人々の多様性に対応できる政策の基本だと思っていますので、そういうふうにやっていきたいと思ひますし、いまご支援をいただきましたので、なかなか壁は厚いかと思ひますが、やっていきたいと思ひます。

北川教授 どうもありがとうございました。

菅議員、お待たせいたしました、どうぞよろしくお願いいたします。

菅議員 いまお話を伺った中で、言われたことのほとんどがこの勧告（地方分権改革推進委員会勧告）の中に入っているんですね。1次から4次の中にほとんど入っていますから、逢坂さん、これはぜひ与党として責任持って法案を出してください。私どももこれには賛成しますから、ぜひお願いしたいと思ひます。

それと、番号制度ですね。これに私たちは2回挑戦しましたが、残念ながら野党に反対されできませんでした。今度、野党の私たちは賛成しますか。これには与野党はないですから、必要なものはやはりスピード感を持ってやっていく必要があるだろうと思ひます。

それと、一括交付金。現実的に一括交付金になって良かったと思ひている人はあまりいないと思ひますよ。どうしてもひも付きの交付金ですから。それよりも私は、税源移譲を進めてほしいと思ひます。国が財源を持っているかぎり、一括交付金にしる全部、国がある程度決めたうえでの交付金になってしまいます。国の官僚たちも権限を移譲させたくないですから、どうしても縛りが残ると私は思ひますので、税源移譲をぜひ進めてほしいと思ひますし、私たちは地方消費税を中心に税源移譲したいと思ひます。

それと、先ほどの矢田市長のお話で、災害時においてゾーンごとに連携をするという話がありました。本当にこれは素晴らしいと思ひます。普段、それぞれの政令指定都市同士

で、ゾーンごとにそうした対応をされていることは非常に素晴らしいと思いますので、ここも積極的に支援をさせていただきたいと思います。



それと、どうしても東京に税が集中していますよね。財源が東京に集まるような仕組みになっていますから。私は石原都知事から“あいつ本当にバカじゃないか”と言われましたが、東京都から地方法人特別税を4,000億円巻き上げて、それを地方に配ろうという提案をしました。いま譲与税になっておりまして、2,000億円弱ということで4,000億円までいきませんが、そういう方向になっています。東京は黙っていても一極的に税が集中する。これはやはりおかしいと思いますので、地方の政令指定都市、「特別自治市」を作るにおいても、税源を地方で持つことが基本だと思います。権限はかなり移譲されてきていると思いますが、しかし税源は移譲されていない。

2006年に地方分権改革推進法が成立した当時、私たちの目標は、20万都市で、不交付団体を3年で5割にすることでした。当時は3割ありましたが、いま残念ながら1割を切っています。全部、不交付団体から交付団体になっているんです。10万人以上は50%、10年には不交付団体にしたい。これも結局、税の財源移譲が行われておりませんから、ましてや政令指定都市も全部、交付団体じゃないですか。これではなかなか、いろいろなことをそれぞれの都市がやろうとしてもできません。やはり税について逢坂さん、本当にやりましょうよ。私たちもここを踏み切らないと地方分権は進まないと思っています。とにかく基本的な分権のメニューは全部出揃っていますから、それを国会で成立させること。

それと、やはり税だと思いますよね。瓦礫の撤去がなかなか進んでいかない。このいちばんの原因は、国がお金を出さないからですよ。多分、奥山市長は現実としてそうだと思いますけれども、20年、30年分の瓦礫が一举にきたのに、国が提出した法案の国費負担は最大9割ですよ。これは国がお金を全部出すべきだと思います。あの現状を見たら、地方にお金を1割でも出させるような状況ではなかったと思います。ですから、やはり税源がしっかりしていればよかったと私は思います。私は財務省から説明をしにきた役人に、

当時は野田（佳彦）さんが財務大臣でしたけれども、“大臣は現場を見に行ったのか”と言ったんですよ。あの現場を見たら、地方にお金を出させることは有り得ないと思いました。私たちが議員立法でがれき処理の100%国が負担する法案を出したことで、結果的には政府も折れて、国が95%出して、交付税で5%の面倒を見る形になりましたが、こういう震災があったとき、ましてや千年に一度ですから、これは国で財源を出すべきです。

いずれにしろ、みなさんがおっしゃったことはほとんどこの勧告に出ています。これをやるかやらないかは政治の責任だと思いますし、あとは、いわゆる税源を移譲させることだと思いますので一所懸命頑張ります。

北川教授 ありがとうございます。この場では、地方分権については与野党合意でございしますので、両者に拍手をお願いします。

逢坂議員 今回の災害一括交付金は多分、相当自由度が高くなると思います。今年の地域自主戦略交付金を踏まえて、さらにそれを進化させているということですので、それをなんとか野党の皆さんとも相談をして、早く出したいと思います。

それから、国がお金を出すべきだとおっしゃったのは、私も同感です。冒頭の発言の中で国の役割というのは、決断とお金だというふうに申し上げました。そこで今回の、これは政府の中にいた人間として言いつらいことではありますが、政府のお金の出し方は、少しケチだったと思います。もっとドーンと出すべきだと、千年に一度の事態ですから、私はそうすべきだと感じています。

それから、税源移譲という話も、私も全く同感です。ただ、越えなくてはならない壁がいくつかある。それは多分、自民政権時代も民主党政権時代も一緒でして、官僚の皆さんのある種の熱意ですね。その熱意が真つ当であるかどうかは別にして、そこをどうやって越えていくかというところが非常に大きいものですから、これから菅さんとまたタッグを組んで、この分野で頑張っていきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

北川教授 ぜひタッグを組んで、よろしくお願いいたしますと思います。

前田さん、お待たせしました。よろしくお願いします。

前田教授 それでは、3点ほど申し上げたいと思います。まず1点、ハローワークのことです。横浜市では2006年から、実は福祉事務所を無料職業紹介所にしまして、生活保護の認定と職業紹介を一括してするようにしています。それはやはり、広島市長もいわれたように生活保護をもらって長期化すると、再就職が難しくなります。ですから、保護をもらって半年以内に何とか次の職を見つける、何らかの仕事を始めることがすごく重要です。

横浜の場合は福祉事務所が職業紹介を行い、ケースワーカーだけではたいへんですので、市で独自に就労支援員という方を雇ってハローワークには無い手厚い職業斡旋をはじめています。

一方、横浜市の場合ハローワークがありますビルに、「若者サポートステーション」というものを入れています。若者を支援している人がハローワークに様子を見に行きますと、ハローワークの窓口に来ている若い人の何人かは、明らかに職業紹介以前の福祉対応が必要ではないかという人たちが来ています。例えば、何か障害があるんじゃないかなという人もいるのですけれども、ハローワークはあくまでも職業紹介が仕事ですので、中にはもう2年、3年とハローワークに通い続けて職が見つからない若い子もいるというお話を聞きますけれども、そういう人が来ても全くケアされないままに放置されているケースがあります。そういう意味でも、福祉・生活保護・就労斡旋の包括化ということが、必要ではないかと思っています。

横浜市の場合は、サポステ（地域若者サポートステーション）なんかもはじめまして、随分ノウハウを蓄積してきましたし、東海道線で関東近縁とつながっておりますので、横浜市以外の地域からも随分若い人が来るんですね。というわけで、これは去年からですが、「湘南・横浜若者サポートステーション」ということで、大船の駅前に、藤沢市・鎌倉市・茅ヶ崎市・横浜市・大船市の全域で連携して、一緒に若者サポートをします。そうしますと、横浜の若者にとっても、例えば江ノ島海岸の清掃とかが職業訓練の場になりますし、江ノ島の若者でも、横浜のホテルとかサービス業で職業訓練をしたい子もいますので、インターンシップの可能性も広がってきます。このように市町村での連携を始めています。これには県は関係ありません。現場同士のほうが話が早く、そういう動きが実際に始まっております。

三つ目は、ご存じの通り、震災の後、「絆プロジェクト」というのが始まっていますよね。「きずな基金」といって、震災の現場に若者を送ったり、活躍するNPO団体に国がいろいろな補助金を付けて人を送り込んでいるんですね。それは素晴らしいことですが、いまちょっと勘違いされているのは、絆で新しい公共だということで、基礎自治体を越えてNPOにお金を出しています。でも、実際にそのNPOの人たちが現場に入って、支援の必要な人を見つけてその人をどう救うかという、やはり最終的には、例えば生活保護とか障害の認定とか介護保険の認定が必要な場合は、基礎自治体とつながって公的な制度と結びつけない限り問題解決の次のステップにはいきません。ということは、NPOとか新し

い公共とか、市民の力をつける、その人たちが活躍できる場面を作るためにも、そのパートナーとしての基礎自治体に財源と権限を与えて、本格的に市民と自治体、行政が手を結びながら、街づくりや人づくり、ハードとソフトのシェアを一緒にやっていくという仕組みにしないかぎり効果的でないと思います。新しい公共だ、NPOだ、寄附の控除だということで、自治体の頭を越えて公的な仕組みを通らない形でNPOだけを育てても、本当に人々の生活を助けることにはならない。それはもちろん重要な第一歩ですけれども、真の解決にはパートナーとなる基礎自治体の現場に、財源や権限、力、そして人を配置することも必要です。



権限移譲したいと言うと、小さい自治体なんかではあつぷあつぷだということも聞きますし、震災後ですごくたいへんな時期だと思いますが、だからこそ、そこに人やお金や力をつけて、足腰を強くすることが本当に必要だと思っています。

最後に、一点だけ。鳩山総理大臣のときには、「地域主権改革は1丁目1番地だ」というふうにお聞きしておりましたが、どうも最近は聞かなくなりました。5丁目くらいになっているのではないかなと心配もしております。改めて1丁目1番地に、逢坂先生がおられますので、地域主権改革、基礎自治体の足腰を強くすることが新しい日本づくりのために必要だということを、ぜひ強力に進めていただきたいと思います。

北川教授 それぞれのお立場から具体的な課題があがってきて、本当に良い論戦になってきたと思いますが、時間が押しております。そこで、いまこちらのゲストの方が言われたことについて、市長のほうで、「あっ、ちょっとこれについてものを申しておきたいな」とか、要望とか、「私たちはこうするから、あなたたちはこうしろ」とか、そんなお話がありましたらお願いします。では、矢田さんから。

矢田神戸市長 先ほどからお話がございす分権改革ですが、もうすでに4次の勧告が出た段階で実行に移される内容になっていたわけですね。これがなかなか前へ進んでこないということが、やはりベースにあると思います。おっしゃいますように地方分権あるいは地域主権というのは、財源の移譲が伴っていなかったら実際に実をあげることはできないと思っています。ですから、千葉市長なり、広島市長からもお話を申し上げた点でございすけれども、そうした例を取り込んでいく際に、やはり財源が伴ってくるということも

考えなくてはいけないと思っておりますので、ぜひこれらについて、中間的な取り扱いから目標とするところまでというステップがあるのだと思いますけれども、なんとしてもまず財源の問題を少し精査していくべきではないかと考えております。



その中で「特別自治市」の位置づけについては、さっきも少し申し上げましたが、周辺の自治体とも連携しながら現実にもうやっているわけです。例えば消防の問題とか、あるいは医療の問題とか、大都市が期間病院を抱えていますから、そういうところに周辺から救急で全部やってくるわけですね。その辺の事業というものに対して、これを確保しなければいけないということで、政令指定都市側はかなり頑張っている面があります。

それと、さっきもお話がありましたが、専門分野に関わるような事業について、ある程度周辺自治体と連携をしながらやっているというところも、出始めております。これからの自治体連携というものが、住民同士のネットワークとしても非常に重要な場面を迎えていると思っておりますので、ぜひそういう観点からも、大都市制度のあり方について少し議論をいただけたらありがたいと思います。

北川教授 では奥山市長、よろしくお願いします。

奥山仙台市長 災害というのは、私たち社会の弱い部分を炙り出して、課題を見つめさせてくれるような面があると思うんですね。阪神淡路大震災のときは、国民一人一人のボランティア精神を、改めて大きな形で社会にとって必要な力として見つけ出したと思うんです。今回の震災においてもそうしたいろいろな役割が今後、出てくると思いますが、改めて、基礎自治体に力があることが、これだけ広域の社会が被災したときには重要なのだということがわかりました。ですから、これまでいろんな経緯で進んでこなかった地方分権がこれをきっかけに非常に深まるよう、私ども被災した自治体もその声をしっかりあげていきたいと思いますし、また、国や関係の機関も含めてこれだけの被災の後、ここが進んだという一歩を作り出していきたいと思うところです。よろしくお願いいたします。

北川教授 ありがとうございます。では、熊谷市長。

熊谷千葉市長 災害のときにクローズアップされるのは、まさに地域力になりますけれど

も、地域力というのは、最終的に地域のコミュニティだと思います。では、地域のコミュニティと普段接しているのはどこかという、これは基礎自治体です。自治会であったり、民生委員であったり、社会福祉協議会であったり、さまざまな地域のコミュニティとは、基礎自治体が普段接点を持っておりますから、そういう意味では、地域力を拡大していくためには基礎自治体への権限移譲というのが、何よりも大事になってくるだろうと思っています。

最後に、都市が自立するためにも税源の移譲をしていかなければなりません。毎回毎回、地方交付税の総額がどうなるかわからないというような中では、自治体が中長期的な財政運営をできるわけがありません。私どもがいくら努力しても、これから野田内閣がどうするかわかりませんが、例えば地方交付税を1兆円とか切ってしまうと、全ての計画が無駄になってしまいます。そういう意味でも税源の移譲をして、自分たちで責任を持って財政運営をしていかなければ、全ての行政計画というのは成り立ちませんから、税源の移譲は必須ではないかと思っています。以上です。

北川教授 松井さん、よろしくお願いします。

松井広島市長 中身については申しません。もし皆さんがお持ちであれば、2011年7月27日付けで指定都市市長会が、『新たな大都市制度の創設に関する指定都市の提案』というのを出しております。ここで私に関係するところは、ページ数で申しますと、8～9ページに出ております。税源等の話をされましたが、これも29ページに載っております。政令指定都市制度の課題、現行の政令指定都市制度は50年以上の経過の中で、大都市の果たす役割が考慮されておらず、さまざまな制約・矛盾を抱えている。ぜひ一読いただいて、この考え方をサポートしていただければと思います。以上です。

北川教授 ありがとうございます。

では、申し訳ありませんが、逢坂議員から順番に、手短にお願いします。

逢坂議員 税源移譲の話は原則だと思います。税源移譲があつてはじめて地域でしっかりした仕事ができるということだと思います。しかしながら、国税と地方税の収入を全部足したとしても、日本全国のそれぞれの地域に税収差があるのは、これはまぎれもない現実であります。そこをどうやって調整するのか。財源保障と財政調整の機能も併せ持ちながら、最大限、税源移譲をしていくという観点がなければ、全国の格差が広がっていくのではないかという懸念があります。

二点目ですが、地域主権改革について、あまり進んでいないというふうに一般的に言う

と非常にみんな楽なのでしょうが、実は、義務付け・枠付けの見直し、権限移譲の部分は劇的に進みました。1次一括法、2次一括法、これについては野党の皆さんにもご協力いただいて成立させていただき、勧告をされたうちの条項数の半分くらいまでいま実現しているわけでありまして。3次一括法も次期通常国会に提出する予定にしております。この際に自治体へ権限が移ったものについて、それに必要な財源というのは地方財政調整の中でお金をきちっと渡していくことがセットになっているということも、ご理解いただきたいと思います。

最後ですが、“地域主権改革は内閣が代わって、1丁目1番地から5丁目くらいになったんじゃないか”という発言がありました。“逢坂さん、番外地になったんじゃない”という人もいるんですが、私自身も内閣の代わり目について冒頭の発言でも言った通り、いろいろ懸念があります。ぜひ皆さんから、1丁目1番地だということも応援いただきたいと思います。ありがとうございました。

北川教授 それでは菅さん、よろしくお願いします。

菅議員 先ほどから何回も言っておりますが、メニューは全部できているんですよ。これをいかに実行するかということだと思います。いまの1次、2次勧告の話ですが、逢坂さんは実行しているとおっしゃいましたけど、推進委員の一人でありました東京の猪瀬（直樹）副知事と、この間話したときに、“これは、ほとんど骨抜きにされて実行されている”ということだったんですね。やはり、きちっとした形で私たちは監視していかなければ駄目だと思います。

そして、これをやるかやらないかは総理大臣次第です。それぞれの省庁の大臣は、会社で言えばオーナー社長みたいな権限があると私は思っています。しかし、そこにいる官僚の人たちが、いかにできないかということを大臣に説明する。彼らは極めて優秀ですから、何ができるかできないかを、しっかりと見分ける力が大臣には必要だろうと私は思っています。

いずれにしろ、今回の野田総理の所信表明では、ほとんど地方分権にはついて言及がなかったですね。極めて残念でした。地方分権というのは待ったなしですから、私どもも全力で応援したいと思いますので、ぜひお願いしますよ。

北川教授 ありがとうございました。前田さん、お願いします。

前田教授 今日はどうもありがとうございました。逢坂先生のほうからお話がありましたが、実は地域主権改革を進めるには、国民の皆さま、市民の皆さま一人々々の後押しが必

要です。千葉市の熊谷市長が、“政令指定都市にならなくても良かった”と言う方もおられるとおっしゃっていましたが、実際に自治体は何をしているか、どういう権限があるかということをご存じない方も多し。それから、私たち政令指定都市の出身者も含めて、政令指定都市で権限があること、自治体が権限を持つことが、どのように皆さんの毎日の生活をより良くすることにつながるのかという説明も、いままであまりしてこなかったと思います。ですから、私たちも説明しなければならない。

一方、自治体の中には、権限を持つということは責任と義務が発生しますから、それが嫌な方々も一部おられて、“そんな難しい仕事はできない”“それは国がやることだ”“これは県がやるほうがいい”という言い訳に使われる方もおられます。ですから、市民・国民の皆さま方からも、基礎自治体がより大きい義務と責任を持つという、そういう気概を持って仕事をしてもらいたいというふうに、行政の方、現場の方々にぜひ言っていただきたい。公務員としての責任をまっとうする、それだけの義務を果たせということも、また言っていただきたい。それが地方分権改革・地域主権改革の応援になりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

北川教授 今日はありがとうございます。コーディネーターの失礼で少し遅れましたが、私からも一言。

ここでお話を聞いていて、本当に与党と野党の垣根は壊れつつあるんですね。だけど、一部には壊したくない人もいるということで、ぜひお二人には、ご努力をお願いしていきたいと思います。

国と県、市町村との関係も大分煮詰まってきたはおりますが、まだ垣根があると思います。もう一方で、県と市町村の関係も垣根がある。こういった垣根を、先駆的な皆さん方で、ひとつひとつぶち破っていただいて、新しい日本を本当に創りあげるんだと。こういうことで、今日のパネルディスカッションがまとまれば本当にありがたいし、「特別自治市」の話も出ましたが、これは専門家の間ではかな

り浸透してきましたけれども、一般的には、俺たちは自立するんだという強いメッセージが残念ながらまだ伝わっていないと思います。したがって、こういったことを繰り返ししながら、専門家だけではなく、広く国民の皆さんが分権自立していくということは、責



任と権限も伴うけれども本当にこれこそが新しい公共だということで、こういったことをきっかけにさらに広がっていけばと思います。ありがとうございました。

司会 パネリストの皆さま、どうもありがとうございました。それぞれのお立場から活発な議論がなされまして、非常に有意義な時間を過ごさせていただきました。熱い討論となってきた最中で終了となってしまっただけ残念ですが、ここで会場にいらっしゃる皆さまから、ご質問を受けさせていただきたいと思います。どうぞ質問がございました方、いらっしゃいましたら挙手にてお願いいたします。

質問者 1 私は横浜市からまいりました。横浜市は人口 360 万で 1 人の市長、そして 1 つの市議会でございます。したがって、いちばん権限から遠いところにいる市民の声として申し上げます。

地域力とかそういうことを言われますが、私は、市民力あるいは国民力の活性化をいかにするかということだと思っております。それはどういうことかと申しますと、権限が移譲されておりませんと、非常に手が届かない遠い世界にあるわけです。したがって、市民・国民はお任せになってしまうんですね。もっと市民・国民の一人々々が、自分たちの手の届くところに権限が見えるような仕組み作りを希望いたします。皆さま方にご議論いただきましたけれども、私たち市民・国民がいかに活性化するかということは、自分たちの手の届くところに権限移譲されていることが、いちばん大切だと思っております。以上です。

司会 貴重なご意見、ありがとうございました。それでは、次の方お願いいたします。

質問者 2 二点お尋ねしますが、その前にまず一点。熊谷市長は就任後、着任後の取り組み状況を A3 版の綴じられたものでまとめられて、市政情報のコーナー等で配布に取り組みられていらっしゃいました。これは非常に良い取り組みなので、今後ぜひ説明責任を果たすということで、やっていただければ嬉しいなと思っております。

お尋ねする点は、逢坂議員、あるいは北川教授、奥山市長から、住基情報や番号制度のご発言がございました。これについては利便性のみならず、以前からの議論の通り自己コントロール権の話とか、センシティブな情報の取り扱いというのが依然として重要な問題点だと思います。そこで従来ですと、自治体レベルでは個人情報保護条例による確認が可能なわけですが、さらに個人情報の所在や管理情報、活用状況の本人告知や本人確認ができるようなことが、個人情報保護法後のプライバシーとコミュニティの問題を克服するうえでも、非常に重要だと思います。また、制度運用上、平時と非常時の使い分けや、

情報内容あるいは領域の選択可能性、限定化、利用権の設定等、そういった可能性についても十分に検討して、それぞれの自治体のモデルやイニシアティブができていくことが重要なのではないかと考えております。まあ、これについては意見の部分もありますので、別にお答えをいただかなくても結構なことです。

こちらのほうがちょっとお尋ねなんですけれども、松井市長から生保の問題が出ました。私は生活保護については逆に自助のためにこそ、セイフティーネットとしての生活保護の重要性というのは当然あると考えております。その一方で、きめ細かなサポートという点ではこれまでも指摘されている点ですけれども、ケースワーカーの対応のきめ細かさが、なかなか担保できないというような現場の声もかなりあがっているかと思います。そういった部分について、広島市さんなどで何か工夫をなさっておられる部分があれば、ぜひお話をいただければありがたいと思います。よろしくお願いいたします。

司会 松井市長、よろしくお願いいたします。

松井広島市長 おっしゃるように生活保護というのは、自ら生活をたてようとして、他律的に不可能な場合に頼むというのが理想的なのですが、そういう制度がある中で、必ずしも運用上そうではないこともなくもないと。そこで言われたように制度の運用上、ケースワーカーと言いますかその実務にあたる方の心構えが、ある意味ではすごく重要であります。ですけれども、これも心構えだけではなんとも対応できません。そういう意味では、心構えとともに具体的なノウハウですね。個別のケースにあたったときの対人的なサービス提供、いろんなお話をするという専門職としての技能習得というようなことも、すごく私は重要だと思っています。ですから、そういった面での職員の方のノウハウといいますか、技能を高めることをいままでもやってきていると思いますけれども、それをよりしっかりしたものにするのと同時に、もうひとつは、個々の力のみならずそういう方々がおられる地域全体がそういう動きを見張る……という言い方もおかしいですが、見守るというふうなことをやる中で自立を促すことができればと思っています。これは本当に、言うは易く行うは難しの問題ですが、求め続けたいと思っています。

自分自身は、この経験は広島市長になってからの問題でもございますが、実は、福岡に勤務したこともございまして、福岡の旧産炭地の状況等を県の課長として見たときにも、同種の問題がございました。そして、それらはやはり、いま言ったケースワーカー一人々々、それから地域全体で取り組むという中で、ステップバイステップで問題が解決していったことを、自分なりに経験している経験則から申し上げました。以上です。

司会 ありがとうございます。皆さま、ご意見・ご質問等つきないかと思えますけれども、お時間の関係がございますので、以上で質疑応答の時間を終了とさせていただきます。それでは、以上をもちましてパネルディスカッションを終了とさせていただきます。皆さま、ありがとうございます。それでは最後に、北川教授、矢田会長、本日のシンポジウムの感想などを踏まえて、一言ずつお願いいたします。

北川教授 いまご質問いただいた番号制度の件ですけれども、まさにそういったメリットとデメリットについて、国民的議論がどんどん起こってくるのが大切だと思うんですね。システムとしては、自動的に全部、自分で確認できるという自己コントロール権を持つ。セキュリティの点では、法律的にもきちっと罰則を設け、検証機関も内閣とか政府とはできるだけ遠いところへおいてチェックする。あるいは技術的に、誰がデータベースにアクセスしてきたかわかるようにする。周囲を見渡せば、番号なんて民間でもいっぱい使われており、非常にリスクな状態になっていますから、そんなことも基礎的自治体で体制を整えてやって欲しいと思っています。

それで、いま市長のお話を聞いていて、やる気というか自己責任というか、ものすごく高まっていると思いますので、そういった点でも、今度は法律的・制度的・組織的に、確実に番号制度なんかを入れていかないと、多様な人口流動が激しいときの行政対応はできないと思います。「特別自治市」なんかの制定とか、ますます自立する方向へリードしていただきたいなど、僕は今日聞いていて本当に思いました。

矢田神戸市長 いまの世の中、ICT が非常にたいへんなスピードで動いている。そういう状況の中でいまどの社会でも、これを抜きにして成立はなかなか難しいという状況にまできているわけですね。ですから、そういうところの変化を見ながら、それにどういうふうに対応するのか。かなりこれはきちっとした検証が要りますけれども、しかしそれをやっていくということは、欠かせないことだと思います。

今日は地方分権、地域主権の話がございました。しかし、私はもうひとつ、今日の話には出てきませんでしたが、やはり行財政改革も、いま日本の国にとってはかなり重要な要素であると思います。これに対して取り組みをかなり進めてきている状況の中ではありますが、市民との実際の話し合いの中でいろいろな意見をいただいていますから、そういうことも視野に入れて考えていかないといけないのではないかと。そうしないことには財源の移譲だけをお願いしても、実際に行財政改革のほうがどうなっているのかという話にもなりかねませんので、この点も重要なことだと思います。

北川教授 僕もそう思います。

今日のシンポジウムにおいては、各市長からも、現場でご苦労いただいている、理論通りにはいかないことも一所懸命やられ、本音に近い部分も相当出てきたと思いますし、逢坂議員も菅議員も党派を越えて、地域主権改革というのは国民的に与野党を越えてやろうという、そういうことも出ました。私も随分、そういう方と日常いろいろなお付き合いがあるわけですが、心ある議員さんは、やれ政党だというような政局的な発想ではなしに、本当に党派を越えてやろうという声が大分大きくなってきています。ですから、もうちょっとでマジョリティになるかと思います。マジョリティになることは、政令指定都市の皆さんや現場でご活躍いただく方々が、“俺たちも責任を持つから権限をよこさない”と。そして、“自由裁量権をいっぱい持ったら一所懸命やるぜ”という、そういうお声を広めていただくようにしていただけたら、国も随分変わると思うので、よろしく願いたいと思います。

矢田神戸市長 本当に北川先生のおっしゃる通りでございまして、これから日本の進んで行く道はたいへん難しい状況にありますが、これをひとつひとつ乗り越えてやってきたわけですから、これに向けて考えたときに、この社会の変化にどう対応するかがたいへん重要であることは、皆さんもよくお分かりの点であると存じております。ですから、ぜひそうしたことに對して、いろんな点でご理解をいただきながら、またご意見もいただくということで、お願いをしたいと思います。

北川教授 どうもありがとうございました。



●参考資料

- ・指定都市市長会ホームページ

<http://www.siteitosi.jp>

- ・新たな大都市制度「特別自治市」の創設に向けて

<http://www.siteitosi.jp/necessity/city/background.html>

- ・新たな大都市制度の創設に関する指定都市の提案

～あるべき大都市制度の選択「特別自治市」～

【概要版】

http://www.siteitosi.jp/necessity/city/pdf/h23_07_27_01.pdf

【詳細版】

http://www.siteitosi.jp/necessity/city/pdf/h23_07_27_02.pdf

◎この講演録に記載されている内容および出演者の発言等は、シンポジウム開催時のものです。

指定都市市長会シンポジウム 2011 講演録

2011年12月8日発行

[製作・発行]指定都市市長会

〒100-0012 東京都千代田区日比谷公園 1-3 市政会館 6 階

[電話]03-3591-4772 [FAX]03-3591-4774

[URL]<http://www.siteitosi.jp>